



国土建第250号  
平成24年2月9日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設業課長



### 除排雪への協力について（要請）

今冬期の大雪により、日本海側の地方を中心に広い範囲で被害が発生しております。

政府においては、大雪対策に関する関係閣僚会議を開催し、

- ① 人命救助を第一に、救出・救助活動をはじめとする災害応急対策に全力を挙げること
- ② 地方公共団体と緊密に連携し、被災地域の道路、ライフラインの確保に万全を尽くすこと
- ③ 地域住民の目線に立ち政府一丸となって生活支援、復旧対策にあたることとしておりますが、除排雪の実施に当たっては、建設業界等の全面的な協力が不可欠であります。

国土交通省においても、受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について、直轄工事については、別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添2のとおり適切な取扱いをお願いするとともに、除雪費用の積算の適正化や地域維持型契約方式の活用について再度周知を図ったところであります。

貴団体におかれましても、地方公共団体等と緊密な連携を図りながら、除排雪に取り組んでいただくようご協力をお願いします。

(別添1)  
事務連絡  
平成24年2月9日

各地方整備局 企画部長 殿  
港湾空港部長 殿  
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課  
建設システム管理企画室長  
港湾局 技術企画課  
建設企画室長

#### 直轄工事における受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について

今般の日本海側を中心とした豪雪状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり柔軟に対応するよう配慮されたい。

なお、本通知の内容について、各都道府県の建設業関係団体に対して周知徹底されたい。

#### 記

国土交通省の直轄工事について、当該工事の受注者から、今般の日本海側を中心とした豪雪の除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事実施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等を十分検討の上、可能な限り柔軟に対応することとされたい。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応されたい。

(別添2)  
国土建第249号  
平成24年2月9日

各都道府県主管部局長 殿  
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設業課長

### 受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について

今般の日本海側を中心とした豪雪状況にかんがみ、除排雪作業を優先的に行うことが必要となっていますが、除排雪作業の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪対策に協力しやすいよう発注者としても配慮が必要と考えております。

つきましては、発注者として講じていただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、貴都道府県においてご了知いただくとともに、管内の市区町村に対しても、周知をお願いします。

#### 記

##### 1 工事の一時中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしているところですが、同約款第20条第2項においては、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。

当面の除排雪作業の実施には、建設企業の協力が不可欠であることから、貴都道府県及び貴都道府県管内の市区町村が発注した工事において、受注者から除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事の一時中止等について、相談、協議等があった場合には、柔軟に対応していただくとともに、当該工事に対する措置に応じて適切に対応していただきますようお願いします。

## 2 地域維持事業に係る経費の積算の適正化について

「地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について」(平成23年10月25日付け国土入企第21号)により、建設企業が実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じていただくようお願いしているところですが、引き続き適切に措置を講じていただきますようお願いします。

## 3 地域維持型契約方式について

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成23年8月25日付け総行行第126号、国土入企第14号)において、地域維持事業の担い手の実情を調査するよう要請しているところですが、担い手確保が困難となるおそれがある場合には、地域維持型契約方式をご活用いただくとともに、「共同企業体の在り方について」(最終改定平成23年11月11日国土交通省中建審第1号)及び「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」(平成23年12月9日付け国土入企第26号)を参考として、事業の担い手として地域維持型建設共同企業体をご活用いただきますようお願いします。